

泉佐野市工場立地法市準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(適用区域等)

第3条 この条例を適用する区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「甲区域」という。）、工業地域及び工業専用区域（以下「乙区域」という。）とする。

2 この条例を適用する工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する特定工場（法第6条第1項に規定する特定工場をいう。以下同じ。）とする。

(1) 住吉町に立地する特定工場

(2) 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場（以下「既存工場」という。）

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 前条第2項の適用を受ける特定工場における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
甲区域	100分の10以上	100分の15以上
乙区域	100分の5以上	100分の10以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率等の算定方法)

第5条 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第3条に規定する建築物屋上等緑化施設及び省令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第6条 特定工場の敷地が甲区域、乙区域又はこれらの区域以外のうち、2以上の区域にわたる場合における第4条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域の存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、甲区域又は乙区域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、甲区域及び乙区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合に

は同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

(隣接する地方公共団体の長との協議)

第7条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 既存工場において、法第4条第1項第1号に規定する生産施設（以下この項において「生産施設」という。）の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下この項において「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号及び第3項第1号中「0.2」とあるのは、甲区域にあつては「0.1」と、乙区域にあつては「0.05」と、法準則備考第1項第3号及び第3項第2号中「0.25」とあるのは、甲区域にあつては「0.15」と、乙区域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。